

日本ガイダント事件

租税条約上の所得区分の判定方法

木村浩之 弁護士法人 淀屋橋・山上合同
弁護士

はじめに

今回取り上げる日本ガイダント事件（東京高判平成19年6月28日・判時1985号23頁）は、匿名組合に基づく分配金に係る租税条約上の所得区分（適用される所得条項）が争われた事例である。

一般に、企業（又は投資家）が事業に資金を拠出する方法として、事業体の持分を取得する方法（エクイティ・ファイナンス）と事業体に貸付けをする方法（デッド・ファイナンス）がある。日本法の下では、匿名組合契約（商法535）に基づく匿名組合出資を行う方法があり、これは法形式としては事業体そのものの持分は取得しないものの、経済的な観点からは事業の持分を取得するものであり、エクイティ・ファイナンスに類似したものといえる。

このような特色を有する匿名組合をめぐる課税関係には不明確な点も多い（注1）が、本稿では、日本ガイダント事件を素材として、匿名組合分配金に係る租税条約上の所得区分及びこれに関連する問題について考察することにした。

I

日本ガイダント事件

1 事案の概要

本件では、米国法人（米ガイダント社）が日本で事業を行うに際して、その100%子会社であるオランダ法人を通じて日本ガイダント社を

保有するとともに、オランダ法人と日本ガイダント社との間で匿名組合契約を締結することで日本での事業資金を拠出した。そして、本件の原告であるオランダ法人（以下、「X」という）には、その出資割合に応じて約90%の利益が分配されるものとされた（注2）。

この点、匿名組合分配金については、日本の国内源泉所得として国内法上は課税の対象となるものの、仮に日蘭租税条約23条（その他所得条項）が適用されれば日本の課税権が否定されるため、その適用関係が争われた。

課税庁は、本件契約はその名称にかかわらず実際には任意組合契約であり、その組合員である日本ガイダント社が国内に恒久的施設（PE）を有する以上は、Xも国内にPEを有するものとして日蘭租税条約8条（事業所得条項）が適用され、分配金については日本の課税権が認められる旨を主張した。

これに対して、納税者側は、本件契約はあくまでも匿名組合契約であり、Xは国内にPEを有するものではなく、分配金にはその他所得条項が適用され、日本の課税権が否定される旨を主張した。

2 争点に対する判断

本件の争点は、①本件契約が匿名組合契約であるか任意組合契約であるか、②Xが国内にPEを有するか、③本件契約に基づく分配金には租税条約上のどの所得条項が適用されるか、である。

裁判所（東京高裁）は、いずれも納税者側の主張を認めた。まず、①の点につき、本件契約は任意組合契約ではなく匿名組合契約であるとの事実認定をした。その上で、②の点につき、匿名組合契約である以上、日本ガイダント社が国内にPEを有するからといってXが国内にPEを有することにはならない旨を判示した。

さらに、③の点については、日蘭租税条約には匿名組合分配金についての明文の規定がないことから、事業所得条項が適用されない本件ではその他所得条項が適用される旨を判示し、結論として、日本には課税権がないとした。

3 疑問点

①の点についての判断は事実認定に係るものであり、本稿では立ち入らず、本件契約が匿名組合契約であることを前提とする。匿名組合であっても、なお、②の点につき、匿名組合の営業者が国内にPEを有する場合、その匿名組合員も国内にPEを有すると解する余地があるのではないかという疑問がある。

この点、裁判所は、匿名組合の営業に係る財産は法的に営業者に帰属するのであり、営業者と匿名組合員との間の法律関係は債権債務関係と解されることから、営業者のPEが匿名組合員のPEに該当することを否定するものと思われる。しかしながら、匿名組合に関する対外的な法律関係は営業者に帰属するとはいえ、内部的には出資と営業という形式で共同事業をするものであり、その共同事業性（内的組合性）は否定できないと思われる。租税条約の解釈としても、PEを有するかどうかは法的な権利関係ではなく、実質的な観点から判断される（注3）。

このように考えると、営業者は匿名組合契約の目的である共同事業を遂行するためにPEを有するのであり、それは匿名組合員のためでもある以上、匿名組合員は営業者を通じて実質的間接的にPEを有すると言いうる余地があると思われるのである。そうすると、PEを通じて

得られた利益はPE帰属所得（事業所得（注4））として租税条約上も源泉地国課税が肯定される。

さらに、この点を措いて、匿名組合員がPEを有するとは認められないとしても、③の点につき、匿名組合分配金についての明文の規定がない場合にその他所得条項が適用されるとするのは、明らかな誤りであると考えられる。

そこで、以下では、租税条約上の所得区分の判定方法について論じることにした。



II 租税条約上の所得区分

1 基本的な考え方

租税条約は、締約国の居住者が受領する所得につき、いずれかの締約国の課税権を認め、又は否定することで課税権の分配をする。適用される所得条項を検討するにあたっては、所得ごとに租税条約上の定義を確認した上で、その適用要件を検討する必要がある。この際、租税条約上の定義は必ずしも相互に排他的なものではなく、ある所得が複数の租税条約上の定義に該当することもある。

典型的には、法人などの事業者が配当や利子を得る場合、その所得は配当所得や利子所得に該当すると同時に事業所得にも該当することになる。そのような場合、租税条約の内部で適用される所得条項が調整されることになる。

まず、前提として、事業者が稼得するあらゆる所得については、その性質や内容にかかわらず、基本的にはすべて事業所得に該当するものと解される（注5）。その上で、事業所得条項では、通常、他に適用対象となる特定の所得条項があればそちらが優先的に適用されることを定めている（モデル条約7条4項参照）。

そこで、次に、特定の所得条項における定義及び適用要件を確認する。他に適用される特定の所得条項がない場合には、事業所得条項が適用されることになる。さらに、特定の所得条項

が適用されうる場合でも、当該所得条項では、通常、所得がPEに帰属する場合には事業所得条項が適用されるべきことが個別に定められている（モデル条約10条4項、11条4項、12条3項など参照）。

なお、特定の所得条項のいずれも適用されない所得につき、事業者の場合は事業所得条項が適用されるが、非事業者の場合はその他所得条項が適用されることになる。ただし、事業所得条項が適用されるとしても、その他所得条項と同様に、PEがなければ源泉地国課税は否定されることになる。

2 配当と利子の区分

匿名組合出資に限らず、事業資金の拠出に関連して問題となることが多いのは、その拠出から生じる所得についての所得区分、具体的には配当と利子の区分である。いずれの所得条項が適用されるかによって、源泉地国課税が認められる範囲が異なりうるので重要な問題である。

まず、利子について、モデル条約上の定義は広く、あらゆる種類の信用に係る債権から生じる所得がこれに含まれる。そこで、いわゆる元本となるべき権利が存する限り、企業に対して債権者として有する権利から生じる所得（一定期間資金を利用させることの対価）が広く利子に含まれることになる。

次に、配当について、モデル条約上の定義によれば、事業体の持分から生じる所得については、すべて配当として取り扱われる。さらに、法的には債権から生じる所得であっても、源泉地国の国内法が配当と同様に取り扱う場合には、租税条約上も配当として取り扱われる。

したがって、ある所得が配当と利子に同時に該当する場合には、源泉地国の国内法上の取扱いに従うことになる。

3 匿名組合分配金の所得区分

以上の考え方に沿って、匿名組合分配金の所

得区分について検討する。

まず、匿名組合員が法人である場合には、その所得の性質や内容を問わずに、事業所得に該当することになる。その上で、特定の所得条項が適用されるかを検討することになる。

匿名組合分配金は事業資金の拠出から生じる所得であるところ、個別の租税条約でその取扱いが明示されていれば格別、そうでない場合には配当所得条項又は利子所得条項の適用がありうる。

この点、匿名組合員は、あくまでも営業者に対する債権（匿名組合出資の対価）として利益分配割合に応じた営業利益分配請求権を有するものであり、匿名組合事業体の持分を有するというものではない。したがって、匿名組合分配金については、国内法が配当として取り扱わない限り、租税条約上は利子に分類されることになる^(注6)。

利子所得条項が適用されうるとして、次に検討が必要となるのはPEの有無である。匿名組合員がPEを有すると認められる場合、利子であっても事業所得条項が適用されることになる。

この点については、前述のとおり、営業者がPEを有する場合、匿名組合の共同事業性に着目して、匿名組合員もPEを有すると解する余地もある。このように解する場合は、事業所得条項の適用によってPEに帰属する所得については源泉地国課税が認められることになる。

これに対して、匿名組合員がPEを有するとは解されない場合、利子所得条項の適用によってその限度税率の範囲で源泉地国課税が認められることになる。いずれにしても、匿名組合分配金についてその他所得条項が適用されることはないものと思われる。



その他の問題

本件では、外国法人であるX（匿名組合員）に対する課税が問題とされたが、内国法人であ

る日本ガイダント社（営業者）に対する課税も問題となりえたものと思われる。すなわち、匿名組合分配金については、営業者では法人税の損金の額に算入することが認められ、これにより匿名組合事業から得られた収益の約90%が日本では課税されないことになっていた。

この点、匿名組合員は主に資金を拠出するにすぎないものであり、実際の事業遂行といった重要な機能を担っているのは営業者であることからすれば、匿名組合員に約90%を分配する利益分配割合は独立当事者間の取引条件には合致せず、移転価格上の問題がありえたと思われるのである。

特に、BEPSプロジェクトにおいては、移転価格税制の適用における「価値の創出」と「利益の帰属」の一致が求められ、経済的実態がより重視されていることからすれば、本件のような割合での利益の分配は独立企業間価格を超えるものとして是正の対象となりうる。

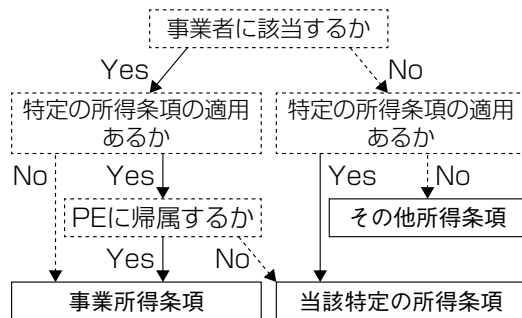
なお、移転価格税制が適用された場合のXが受領した過大な分配金についての課税上の取扱いは問題である。問題点のみを指摘すると、まず、XがPEを有すると認められる場合、PEに帰属する所得の計算にあたって、過大な分配金を減額する対应的調整が認められるかが問題となる。なお、これは国内における二重課税の問題であり、オランダで課税されなければ国際的な二重課税とはならないので相互協議の手続を利用することはできないものと思われる。

これに対して、XがPEを有するとは認められない場合、租税条約上、過大支払利子については利子所得条項の適用はなく、事業所得条項が適用される可能性があるが、そうするとPEがないために日本では課税が認められないという結論になる。これについては、日本としては日本ガイダント社に対する移転価格課税をすることで実質的には所得課税ができることから、さらにXに対する課税を認める必要までではないものとも思われる。

IV まとめ

租税条約については、適用される所得条項が異なれば課税関係が大きく異なりうるため、その所得区分を判定することは重要である。本稿で述べたところを整理すると、租税条約上の所得区分を判定するにあたっては、次の手順によることになる（図表参照）。

【図表】租税条約上の所得区分の判定



（注1）匿名組合をめぐる課税上の問題についてドイツでの議論を踏まえて論じたものとして、谷口勢津夫『租税回避論』（清文社、2014年）75頁以下参照。

（注2）事案の概要につき、錦織康高「居住地国課税と源泉地国課税—日本ガイダント事件を考える」『フィナンシャル・レビュー』94号（2009年）35頁参照。

（注3）モデル条約コメンタリー5条パラグラフ11参照。

（注4）金子宏「匿名組合に対する所得課税の検討—ビジネス・プランニングの観点を含めて」同編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007年）175頁は、国内法上の解釈として事業所得に該当するとの見解をとる。

（注5）モデル条約コメンタリー7条パラグラフ71参照。

（注6）谷口・前掲（注1）118頁も結論として利子に該当するとの見解を支持するものと思われる。